

## 「ワンエイト株式会社」に対する行政処分の概要

### 1 事業者の概要

- (1) 事業者名：ワンエイト株式会社（法人番号：2500001022668）
- (2) 所在地：松山市余戸南二丁目21番27号
- (3) 代表者：松本 幸夫（まつもと ゆきお）
- (4) 取引類型：訪問販売
- (5) 事業内容：住宅リフォーム、増築、塗装、修繕等の総合住宅設備の役務提供事業

### 2 取引概要

ワンエイト株式会社（以下「ワンエイト」という。）は、その営業職員が消費者宅を訪問し、営業所等以外の場所である同所において、汚水桝洗浄や屋根瓦補修・塗装工事等の役務提供契約を締結していることから、このようなワンエイトが行う役務提供契約は、特定商取引に関する法律（以下「法」という。）第2条第1項第1号に規定する訪問販売（以下「訪問販売」という。）に該当する。

### 3 処分（命令）の内容

#### 業務停止命令

ワンエイトは、令和7年1月29日から令和8年7月28日までの18か月間、訪問販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

- (1) 訪問販売に関する役務提供契約の締結について勧誘すること。
- (2) 訪問販売に関する役務提供契約の申込みを受けること。
- (3) 訪問販売に関する役務提供契約を締結すること。

### 4 処分の根拠となる法令の条項

法第8条第1項

### 5 処分の対象となる不適正な取引行為

#### (1) 不実の告知（役務提供契約の解除に関する事項）（法第6条第1項第5号）

ワンエイトは、令和6年3月1日、役務提供契約の解除を申し出た消費者の親族に対して、実際には、無条件で役務提供契約の解除を行うことができるにもかかわらず、「足場や材料費はもう発注しているのでその代金は頂きたい。」「契約書にもキャンセル費用がかかると書いている。」などとキャンセル料が必要であるかのように、役務提供契約の解除に関する事項について不実のことを告げていた。

#### (2) 契約書面の交付義務に違反する行為（記載不備）（法第5条第1項）

ワンエイトは、少なくとも令和5年6月27日から令和6年2月29日までの間、愛媛県内で消費者との契約を行う際、電磁的記録によりクーリング・オフが可能であること等を記載していない契約書面を交付していた。